

# 意見書

武庫川流域委員会運営委員会

松本 誠 委員長殿

平成 21 年 1 月 27 日

流域委員 奥西一夫

第 86 回および第 87 回運営委員会で取り上げられた問題に関して私の意見をここに取りまとめます。ただし、発言済の事項は省略します。

## 1. 青野ダムの事前放流に関わる予測システムについて

第 86 回運営委員会で、和歌山県では 2 日ほど前に予備放流を決定するような方法が取られていると発言し、県の方から具体的な資料の提供が求められた。遅くなったが、本日メール添付で流域委員会事務局に送付する。なお、第 87 回運営委員会にこの資料の代わりに持参した関連資料は、特に必要がなくなったので取り下げる（返却は不要）。

## 2. 第 87 回運営委員会資料 4-1 に関連して

この資料の「4. 2つの原則の適用フロー」で示されたフローチャートの内容については大きな問題があるように思われ、このフローチャートに従って流域委員会で審議を行うことには反対する。反対の主な理由は、このフローチャートが「戦略的環境アセスメント」の考えに逆行しているためである。

流域委員会でも了承された「2つの原則」は武庫川の現況の生態環境の保全に重きを置いているが、その故に一定の限界を持っている。これに対して、第 87 回運営委員会でも紹介された天然アユの復活を目指す運動は、アユに特化しているとは言え、生態環境の過去、現在、将来をしっかりと見据えているという点で注目すべきものである。この点を踏まえ、また戦略的環境アセスメントの考え方にも立脚すると、このフローチャートには以下の重大な問題点があることが明らかになる。

このフローチャートには「河川事業の計画案」という言葉が 2 個所に出現するが、どのような河川事業計画案を俎上に乗せるかについて全く記述が無く、あたかも「2つの原則」とは無関係に唐突に「河川事業の計画案」が出され、「原則 1」または「原則 2」に照らしてこれが妥当なものかどうかを検討し、妥当性を確認し、「河川整備計画への位置づけ」に進む、という形になっている。実際、流域委員会に県から提出された武庫川ダムの環境影響検討結果では、これと同じような手続で検討作業が行われ、何らかの問題に突き当たれば「2つの原則」にあからさまに反しないような代替措置が検討され、それによって「2つの原則」はクリアされるという論調になっていた。このようにして「妥当性が確認」されたとされるような河川事業の計画案は、どうしようもなくひどい環境破壊は引き起こさないとは言えるかも知れないが、「環境に配慮した」、あるいは「望ましい環境を追求した」ものとはとても言えないのである。

この問題点を克服するひとつの方法は、「2つの原則」を踏まえつつ、生態環境を最良の状態にするための「河川事業の計画案」を作成することである。残念ながら私はどのようにしてこれを

作成するか、適切なフローチャートを提出することができないし、このような趣旨で作られた「河川事業の計画案」の実例も知らない。そこでこれに代わって提案するのは、公共事業に住民意志を反映させるための原則のひとつとしてほぼ確立している、「複数の案を提示し、これらについてどちら、あるいはどの案が優れているかを検討する」という手法である。複数の案を示すことが困難であれば、「現状維持」、あるいは「現状維持と同程度に環境への悪影響が少ない」ような案が提出されるべきであろう。これによって、戦略的環境アセスメントが不完全な形であっても一応実現され、環境上望ましい計画案が採用され、望ましくない計画案が破棄されることになる。

今ひとつの問題は、「2つの原則」に関連する検討が終わった後に「河川整備計画（案）への位置づけ」と「各事業で・・・，保全対策の・・・，事業に着手」を経て、「事業実施中もモニタリングを継続し、適応的な整備に努める」とされていることである。つまり、実施段階で問題が生じても事業の見直しを行わないと受け取れ、大きな問題である。モニタリングの結果、「2つの原則」にもとるような事態が予想される場合には、「適応的な整備」ではなく、「事業の見直し」、すなわち、フローチャートでは「(3) 影響を受ける種を評価」および「(3) 影響量を算定」の所に立ち戻る必要がある。言い換えれば、「適応的な整備」によって、他の選択肢よりも環境保全上望ましい結果となると判定されなければ、その事業は中止されなければならないのである。

るよう努めなければならない。

(土木部長の承認事項)

第6条 所長は第2条の規定に基づき制限解除予備放流を行う時は、あらかじめ土木部長(以下「部長」という。)の承認を受けなければならない。

(制限解除予備放流を行う場合の連絡)

第7条 所長は第2条の規定に基づき制限解除予備放流を行う時は、あらかじめ発電所長に制限解除予備放流を行う旨連絡しなければならない。

附則

この運用規程は、平成14年6月16日から施行する。

上昇するよう努めなければならない。

(県土整備部長の承認事項)

第6条 所長は第2条の規定に基づき制限解除予備放流を行う時は、あらかじめ県土整備部長(以下「部長」という。)の承認を受けなければならない。

(制限解除予備放流を行う場合の連絡)

第7条 所長は第2条の規定に基づき制限解除予備放流を行う時は、あらかじめセンター所長に制限解除予備放流を行う旨連絡しなければならない。

附則

この運用規程は、平成14年6月16日から施行する。

付則

この運用規程は、平成16年4月1日から施行する。

運用規程新旧対照表

旧運用規程	新運用規程
<p>○七川ダム予備放流にかかる運用規程</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 七川ダム操作規則(以下「規則」という)第15条に規定する予備放流については、規則に定めるほか、この運用規程に定めるところによる。</p> <p>(予備放流水位の最低限度制限の解除)</p> <p>第2条 規則第10条の規定に定める洪水期間の予備放流の最低限度水位(標高103.4メートル)の基準については、次の各号の一に該当する場合は、規則第21条第10号の規定に基づき放流を行うため、その制限を解除するものとする。</p> <p>(1) 台風の中心気圧が970ヘクトパスカル以下で、中心が東経132度から136度の範囲において北緯30度に達し、北西から北東の間で北に進路をとるとき</p> <p>(2) 七川ダムの流域内において、総雨量が400ミリメートルを超えることが予想されるとき</p> <p>(制限解除予備放流)</p> <p>第3条 七川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、前条の規定に基づき予備放流水位の最低制限を解除して予備放流(以下「制限解除予備放流」という。)を行う場合、次の号に定めるところによらなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) コンジットゲートを全開にし、クレストゲートの開度を調整し、規則第23条に規定する毎秒300立方メートルの範囲内において放流すること</p> <p>(洪水調節への移行)</p> <p>第4条 制限解除予備放流を行う場合で、流入量が毎秒103立方メートルに達した後は、貯水位が標高103.4メートルより低い場合においても規則第16条の規定を準用して操作を行うこと。</p> <p>(制限解除予備放流の解除)</p> <p>第5条 所長は気象、水象その他の状況により制限解除予備放流を継続する必要がなくなったと認める場合においては、佐田発電管理事務所長(以下「発電所長」という。)と十分連絡調整の上、予備放流水位の最低限度を上限として、その後の流水を貯留して水位が上昇す</p>	<p>○七川ダム予備放流にかかる運用規程</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 七川ダム操作規則(以下「規則」という。)第15条に規定する予備放流については、規則に定めるほか、この運用規程に定めるところによる。</p> <p>(予備放流水位の最低限度制限の解除)</p> <p>第2条 規則第10条の規定に定める洪水期間の予備放流の最低限度水位(標高103.4メートル)の基準については、次の各号の一に該当する場合は、規則第21条第10号の規定に基づき放流を行うため、その制限を解除するものとする。</p> <p>(1) 台風の中心が東経128度から136度の範囲において北緯27度に達し、72時間以内に気象庁発表の台風予報円が北緯31度通過時に東経131度から135度の範囲を通過すると予想されたとき</p> <p>(2) 七川ダムの流域内において、総雨量が270ミリメートルを超えることが予想されるとき</p> <p>(制限解除予備放流)</p> <p>第3条 七川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、前条の規定に基づき予備放流水位の最低制限を解除して予備放流(以下「制限解除予備放流」という。)を行う場合、次の号に定めるところによらなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) コンジットゲートを全開にし、クレストゲートの開度を調整し、規則第23条に規定する毎秒300立方メートルの範囲内において放流すること</p> <p>(洪水調節への移行)</p> <p>第4条 制限解除予備放流を行う場合で、流入量が毎秒103立方メートルに達した後は、貯水位が標高103.4メートルより低い場合においても規則第16条の規定を準用して操作を行うこと。</p> <p>(制限解除予備放流の解除)</p> <p>第5条 所長は気象、水象その他の状況により制限解除予備放流を継続する必要がなくなったと認める場合においては、企業局総合管理センター所長(以下「センター所長」という。)と十分連絡調整の上、予備放流水位の最低限度を上限として、その後の流水を貯留して水位が</p>